

フリ太郎とまなぶ

# フリーランス



フリ太郎

ぼくは、かけだしの映画監督フリ太郎。  
フリーランス・事業者間取引適正化等法の勉強をして  
いるよ。今回はあたらしい仲間のワン太を紹介するね

僕はワン太。CGクリエイターをしているよ  
フリーランスになったばかりだから、いろいろ  
分からないことが多いけど、がんばるぞ！

ワン太



## 第5話

### ハラスメント対策に関する 体制整備について



「おはよう！ モンチ、キッジー。こちら今日から一緒に働いてくれるワン太だよ。今日もみんなで力を合わせて頑張ろう」



「おはようございます！ 今日からよろしくお願いします」

「よろしくね！」



「よろしくお願いします」



「モンチ、具合はどう？ 気づいてあげられないこともあるから、他になにか配慮が必要なことがあれば、いつでも相談してね」

「ありがとうフリ太郎」





「モンチさんは、体調が悪いんですか？」

「実はわたし、妊娠していて  
フリーランス法第13条に則って時短勤務をしているの」

※フリーランス法第13条については、第4回をご参照ください。



「それはおめでとうございます！  
ぼく、はじめて知ったんですけど、フリーランスにも  
出産、育児に関する配慮事項があるんですか？」



「そうなんだよ  
僕もいま勉強中なんだけど、フリーランス法では  
フリーランスの就業環境を整備するために  
いろいろな取り決めがあるんだよ」

「たとえば、次のページから説明するハラス  
メント対策なんかも盛り込まれているんだ」



## ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）

・**発注事業者**は、ハラスメントにより**フリーランス**の就業環境を害することが無いように**相談体制の整備その他必要な措置を講じなければなりません**。また、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として**不利益な取り扱いをしてはなりません**。

### ・発注事業者

この場合の発注事業者は  
フリーランスに業務を委託する事業者のうち

- ①**従業員を使用する個人事業主**
- ②**従業員を使用している**  
**もしくは2人以上の役員がいる法人**  
いずれかにあてはまる事業者のことを指します。

「ここでいうハラスメントは  
・**セクシャルハラスメント**  
・**妊娠・出産に関するハラスメント**  
・**パワーハラスメント** 等が含まれるよ」



「発注事業者はどういった体制整備が必要か、次のページから説明するね」



## ハラスメント相談窓口の設置



発注業者

ハラスメント相談窓口へ  
なんでも話してください。

パワハラを受けて  
困っています…



フリーランス



「従業員向けのハラスメント相談窓口を  
フリーランスも利用できるようにすることも可能だよ」

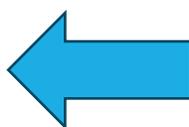
## ハラスメントを行ってはならない方針の明確化・周知・啓発

就業規則へ  
懲罰規定の記載

社内ホームページへ  
方針の掲載

ハラスメント研修等の  
実施

従業員やフリーランスにも  
方針を周知しよう



発注業者

「ほかにも、発注事業者がハラスメントの相談を受けた場合は、**事実関係の正確な把握**  
**被害者・行為者への適切な対応**  
**再発防止措置を講じる**など  
迅速な対応をすることも必要だね」



「キッジー、教えてくれてありがとう  
キッジーの説明は分かりやすくありがたいな」

「ありがとう。さて、僕たちも法律に気を付けて  
気を引き締めて頑張っていかなきゃ」



「「頑張るぞー！！！」」

